

必見!

特定有害物質を扱っている事業所は

土壌汚染対策の

手続きが必要です!

特定有害物質を製造、使用、処理、貯蔵又は保管している事業所が対象です。
※過去に扱っていた事業所も含まれます。

特定有害物質とは:土壌汚染対策法で対象となる26物質

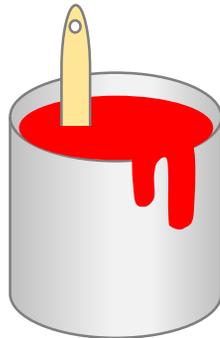
揮発性 有機化合物 (第1種特定有害物質)	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、ベンゼン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン
重金属等 (第2種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
農薬等 (第3種特定有害物質)	シマジン、チウラム、チオベンカルブ、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、有機りん化合物

～特定有害物質の例～

揮発性のあるもの



ガソリン(ベンゼン)

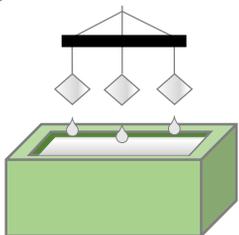


塗料(四塩化炭素など)

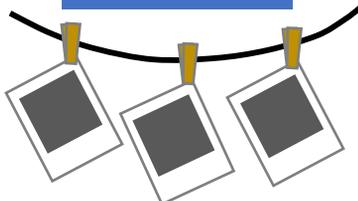


ドライクリーニングの溶剤
(パークレン)

重金属類



めっき液
(シアン・六価クロム)

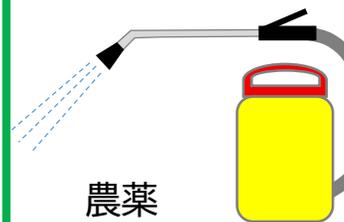


写真の現像液
(シアンなど)



はんだ(鉛)

農薬・PCB



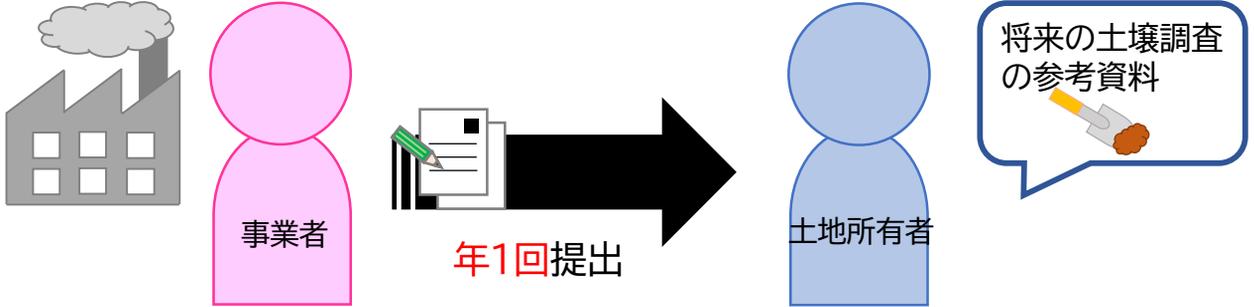
農薬
(有機りん)

手続きは次ページから



土壌汚染対策の手続きは3つ

① 特定有害物質の使用状況を記録しましょう。



※事業者と土地所有者が同一の場合は、記録後ご自身で保管してください。

～具体的な記録内容～

	調査する項目	調査する内容
(1)	特定有害物質使用等事業所の敷地の利用の状況の概要	操業時より事業所敷地をどのように利用しているかを調査し、建屋・駐車場・緑地帯・舗装の有無などが分かるように工場見取り図などに明記すること
(2)	特定有害物質使用等事業所の敷地の造成の状況の概要	操業するにあたり事業所敷地に対し造成工事を行った等の履歴がある場合は、土地造成を実施した範囲、時期及び移動した土砂の量、盛土・掘削を行った範囲の地盤高の変化等、把握している造成の状況を記録すること。また図面等で場所を明記したり、写真等で記録を残したりすること
(3)	事業活動の概要	敷地内での事業活動概要について、操業年月日を明確にして記載すること
(4)	特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況	原材料、使用薬品の名称を調査し使用期間・使用状況(年間使用量・使用場所)を記載すること。また、新液・廃液を含めて保管場所・保管方法・保管量を記載すること。なお、工程ライン外で使用されていたものについても記録する
(5)	施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量	保管容器の破損(容器の腐食等)や事故があった場合は外部の漏洩や地下に浸透しなかった場合であっても記録票を作成すること。漏洩等が起こった場合は、その範囲を図面等利用して明記すること
(6)	特定有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路	排水経路図や廃棄物置場から敷地外への搬出経路を明記すること。排水及び廃棄物の発生量、種類及び形態を調査し、排水の配管系統、排出経路・工場内における廃棄物の収集経路については図面等を利用し記録すること
(7)	排水の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所	処理施設の設計図(処理能力)及び実際の稼働状況(処理量)・処理施設の構造図(特に薬液タンク、原水槽の位置、地下ピットの有無、焼却炉にあっては焼却灰・ばいじんの取り出し口等)を調査すること。設計書や図面等は下水道法、大気汚染防止法等、廃棄物の処理と清掃に関する法律等に添付しているものをコピーして利用可
(8)	特定有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量	現在は廃棄物の埋立ては許可を得た場所以外は禁止されています。過去に埋立て等を行った事実を把握している場合は記載すること
(9)	施設撤去時において特定有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所	特定有害物質を使用していた施設を撤去した方法等を記録すること。とくに現地解体した場合は、解体作業の方法、解体中の有害物質の飛散等防止措置の内容、解体中の作業場所、解体物の仮置き場所を記録すること
(10)	地形、地質等の概要	周辺の地形図や周辺の土地利用状況の写真を保管する等、地形の変化を追えるような資料を保管すること。工場建設時にボーリング調査等を行っている場合はそのデータ等を調査すること。工場周辺の写真を撮影するなどの記録もよい
(11)	その他市長が特に必要と認める事項	過去に自主的に土壌調査を行った結果がある場合や、自主的に行った汚染土壌の浄化対策方法など、上記以外に有害物質や土壌に係る事項があれば記載すること

☞記録票をHPに掲載しているので、ご活用ください。

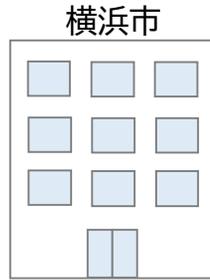
横浜市のHP「土壌汚染対策の普及啓発」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/dojoosen/jigyosha/boshi.html>



土壤汚染対策の手続きは3つ

② 特定有害物質を使っている**特定施設**や**事業所**をやめるときは、**廃止届**を提出しましょう。
※過去に使っていた事業所も含む

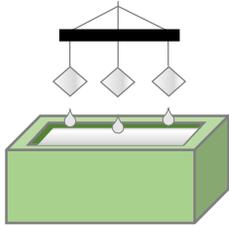


特定施設は廃止後**60日以内**
事業所は廃止後**30日以内**

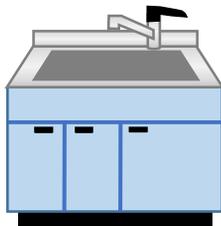
約80種類

水質汚濁防止法又は下水道法に規定されている特定施設が対象

特定施設の例



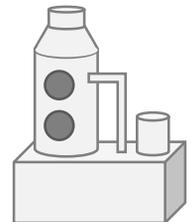
めっき施設



流し台



クリーニングの
洗浄施設



工業製品や廃ガスの
洗浄施設

特定施設を設置している事業所の一覧をHPに掲載しています。

横浜市のHP「土壤汚染関連公表情報の概要」の「当課で提供している情報」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/dojoosen/joho/gaiyou.html>



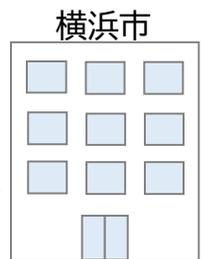
③ 土にさわる敷地工事をするときは、**形質変更届**を提出しましょう。



※杭工事、敷均しなど含む



30日前まで



手続きの詳細はHPに掲載しています。

横浜市のHP「土壤汚染対策の手続き」の「特定有害物質使用等事業所の敷地における土地の形質の変更」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/dojoosen/tetsuduki.html>



廃止届と形質変更届提出後...

土地の所有者へ**土壤調査の義務**がかかるため、事前に情報共有をお願いします。